

と呼ばれていたが、貞享2年〔1685〕の「本朝武鑑」で始めて武鑑の名称が使われている。武鑑は総て民間の書肆が出版したもので、官版はない。江戸の書肆須原屋茂兵衛は、正徳6年〔1716〕に「正徳武鑑を出版し、以後須原屋版の武鑑には年号を冠し、「文化武鑑」「天保武鑑」のような標題を用いた。この須原屋版に対し、元文年間〔1736～〕からは、出雲寺和泉掾〔いずみのじよう〕が、「大成武鑑」の名で武鑑の出版を始め、以後両者の武鑑が相並んで行われた。

注(2) 伊達第9代周宗〔ちかむね〕。P.314 注(7)参照。

注(3) P.66 注(5)

資料 文化武鑑

50. 柳生紙に関する図書資料

問 仙台中田柳生から産する柳生紙について書かれた図書のうち、貴館所蔵のものをお知らせ下さい。

答 現在のところ、次の諸書があります。

1. 「封内風土記」(田辺希文)
『柳生邑 戸口凡六十九。産紙。』(卷之5)
(1) (2)
2. 「奥羽観蹟聞老志」(佐久間洞巖。「仙台叢書」別刊)
『鼻紙 俗間蕃懐中……又有同名而具国主之用者其制似料紙而精好……名取郡茂庭村所出為上品同郡柳生垂之……』(卷之3)
(3)
3. 「封内土産考」(里見藤左衛門。「仙台叢書」第3巻の内)
『一紙 封内是を産する地多し。刈田郡中目村森合・斎川・五賀・平・小原・深谷等の近郷。伊具郡丸森・大蔵・川張・耕屋等名取郡前田・柳生・熊野堂・大野田近辺。東山・田河津・長沢・猿沢・摺沢等の地なり。製する処に従て品性不可。寄紙〔よりがみ〕は。刈田にて制し。並下寄紙は。何れの地にも出づ。世に是れを大方紙と云り。小料紙。是又何れの地にも出づ。刈田郡にて是を下大方とも。中折とも云。名取より出る料紙を柳生紙と云り。……』
(4)
4. 「仙台物産沿革」(山田揆一。「仙台叢書」別集第2巻の内)
『紙 旧記に依るに。封内紙を産する地多し。刈田郡中目村。森合村・斎川・五賀・平・小原・深谷等の近郷。伊具郡丸森・大蔵・川張・耕野等。名取郡前田・柳生・熊野堂・大野田近辺。磐井郡滝沢・牧沢・田河津・長坂・猿沢・摺沢等の地。皆紙を産す。而して其の製する地
(5) (6)

方に従ひて。品質同じからず。料紙は。上・中・下の三品あり。上・中品は。刈田にて製し。下品は各地に出づ。之を六〔大〕方紙と云ふ。小料紙亦何れの地よりも産し。刈田にては之を下大方とも。中折とも云へり。名取より出づる料紙は。之を柳生紙と云ふ。……鼻紙は。料紙に似て精緻。和州芳野の出す所と略同じく。名取郡茂庭村より出すものを上品となし。同郡柳生之に垂〔つ〕ぐ。……美濃紙・浅布等の諸紙は。悉く刈田・名取にて製し。芳章・引合・裏曇・水珠等の銘紙は。御扶持人に於て之を製せり。……

旧藩製紙は。藩祖公福島県伊達茂庭より。阿部倉治・佐藤惣之助・佐藤助左衛門・阿部清五郎の四人を招き。六人扶持(7)或は五人扶持を給して。名取郡柳生に。製紙の業を営ましめたるを以て嚆矢〔こうし〕とす。当時柳生には。扶持人以外。製紙に従事するもの四十八戸あり。爾来斯業各所に広まり。刈田・伊具・柴田・胆沢等に伝はり。其の精緻なるものは。何れも御用紙として採用せられ。又幕府献上物とせり。而して旧藩時代は。其の原料たる楮皮は。御用紙屋の購入後にあらざれば。一般に売買するを許されざりしが。維新後は。此等原料の売買自由となり。且つ学校・官衙〔かんが〕・兵營等。諸所に設立せられたれば。紙の需用頓に激増し。随ひて製紙家も漸次増加し。著しく産額を増すに至れり。近年に至り。洋紙使用の途開け。加之〔しかのみならず〕土佐・駿河等よりの輸入品多く。之が為に著しく其発達を。阻止せられたるの觀あり。而かも名取郡高館・中田・西多賀村にて。製進する障子紙。及大判美濃・傘判・漆器包紙等は。今尚需要多く。其の産額も漸次増加し。近年製造せられたる。強製紙漉返等と共に。益々発達して。年産額十数万円に達するに至れり〔大正初年〕。……』

5. 「東北産業経済史」第1巻仙台藩（東北振興会編）

『製紙 紙の原料である楮の植立奨励は藩祖の元和六年〔1620〕の栽樹条目にも見えているので、製紙業も夙〔はや〕くより農村の各所に於て行はれてゐたのである。藩政時代領内紙の産地として知られてゐた所は、刈田郡では中目村、森合村、斎川、五賀、平、小原、深谷等の近郷、伊具郡では丸森、大蔵、川張、耕野等。名取郡では前田、柳生、熊野堂、大野田の近辺、磐井郡では滝沢、牧沢、田河津、長坂、猿沢、摺沢等の地皆紙を製してゐた。是等各種の紙を製してゐたが、其の産出地によって、紙の品質に自ら逕庭のあったことはいふ迄もない。普通日用品として用ひられてゐるのは料紙と称してゐたが、之には上中下の三品あり、上、中品は刈田に於て製し、下品は各地に於て産し、之を大方紙と称してゐた。小料紙は何れの地よりも産してゐたが、刈田にては之を下大方また中折ともいひ、又名取より出る料紙は之を柳生紙と称してゐた。鼻紙は和州吉野の産と略ぼ同一で、名取郡茂庭村より出すものを上品と為し、同郡柳生村のが之に垂いだ。……製紙の沿革 仙台藩に於て紙を製したことは、其淵源古く、藩祖政宗の時、福島伊達茂庭より阿部倉治、佐藤惣之助、佐藤助左衛門、阿部清五郎の四人を聘し、六人扶持又は五人扶持を給して、名取郡柳生村に製紙業を営ましめたるのが其濫觴〔らんしょう〕で、当時柳生村には扶持人以外製紙に従事するもの四十八戸あったと云う。其後此製紙

業は刈田、伊具、柴田、胆沢等各地に伝はり、其精緻なるものは、御用紙として採用せられ、幕府への献上物ともなつてゐた。次に此製紙の原料たる楮は、御用紙屋の購入後に非ざれば、一般売買が禁止されてゐたのであるが、維新後は自由に解放せられ、亦紙の用途も大に拡大されたとは雖ども、他方洋紙の途開けると共に、是等従来製の製紙業者の打撃となつて、漸次其衰兆を現はして来たのである。けれども障子紙、大判美濃、傘判、漆器包紙等は依然日本紙が特用されてゐたので、名取郡高館、中田、西多賀等に於ては今尚ほ盛んに其製紙が行はれてゐるのである。〔昭和11年頃〕』

6. 「仙台市史」第1巻

『名取郡柳生村は、政宗が、伊達郡茂庭村から阿部倉治・佐藤惣之助・佐藤助左衛門・阿部清五郎の四人をここに招き、六人扶持あるいは五人扶持を給して製紙を営ませたもので、領内における製紙の発祥の地であるといわれる。藩政時代の柳生には扶持人以外に四十八戸がこの業を営んだ。こゝに産出せられた料紙は「柳生紙」として名声を博した。（「物産沿革」）。その原料たる楮皮は始め伊達郡方面から購入して来たが、のち領内の伊具・刈田・柴田の各地からこれを求めるに至つた。その後漸く、隣接の高館村・熊野堂村・吉田村などへも伝播し、一般の需要に應ずるようになり、安永年中（一七七二～八一）には城下に紙を販売する二、三の商店も現われ、文化年中（一八〇四～一八）には商店と生産者の間に仲買人が介在するに及んだが、仲買人の数は制限を附せられた。文政年中（一八一八～三〇）河原町の小西利兵衛の尽力によって傘紙を製出し、天保年中（一八三〇～四四）には彼の努力によって信州から元結の紙職人を招聘して生産を始め、また盆提灯用の染美濃紙の製造にも成功した。藩政末期には柳生を中心として百戸の従業者が在つたと云われる。（山本晃氏所蔵「名取紙沿革資料」、慶応三年小西利兵衛彰徳碑）』

7. 「仙台事物起原考」（菊地勝之助）

〔上掲6.「仙台市史」第1巻の記述と同じ。〕

8. 「東一番丁物語」（柴田量平）

『紙類は、名取郡から産出したもので、其の支配権は田町の後藤と柳町の三浦両家であつたが、両家の手を経たものでなければ、一切販売することが出来なかつた。』

9. 「柳生紙漉職人の今昔」（斎 孝助。「仙台郷土研究」復刊第4巻第2号の内）

『藩祖伊達政宗が伊達郡茂庭村から柳生の地に招いて、紙漉業を営ませたという阿部倉治、佐藤惣之助、佐藤助左衛門、阿部清五郎の子孫は、各家とも三、四代目ごとに襲名し、いずれも地方の旧家としてまた名望家として、今も家運繁昌している。そして今も佐藤家では次のような木製の「扶持方鑑札」を家宝として保存している。』

表面 名取郡茂庭柳生村

御鼻紙漉組佐藤惣之助

裏面 慶応三年九月

御役料ノ五 七日目渡

五人分

柳生の紙漉きは、茂庭村から招いた前記四家の外、幾人かの先住人も営んだものと考えられる。今、柳生に佐藤平三郎翁がいる。翁の先祖もその一人ではあるまいか。翁の先祖は備前長船〔おさふね〕村の出身で、のち紀州の大柳村に移り、のちまたここ柳生に移住したとの言い伝えがあるという。

柳生で今紙漉きをしているのは、この佐藤家たった一軒である。明治の末期、全戸紙漉きしたという全盛期と比べ、あまりの様変わりというべきである。……

「紙を漉くには心をこめて、かけたタスキが切れるまで」これは大正の初年に柳生の別の職人（故人）が自作した紙漉作業歌の一節である。また、「名取の紙の産地は何処ヨ、音に聞こえし柳生の紙漉き数ふれば、前原程判（規格判）、関根種紙（蚕種台紙）、雷大判（美濃大判）、丸屋の防寒紙（強韌紙一繭袋用）、東車の改良紙（傘紙・提灯用）、上河原のさらし紙（障子紙など）、ちゃんまげ小判、原料問屋の山久、楮や三種積重ねこれらはいずれも名所紙（柳生紙の美称）」とうたい、この当時の柳生の製紙の種類と部落や家がわかる。（註、。○小字、△△屋号、屋敷、代名詞、（ ）内は筆者）

次に明治八、九年頃の柳生の製紙数量を示せば、傘紙三一〇枚程、半紙八〇〇枚、麻布紙二五五〇帖、蚕種紙二五〇枚、中判紙二三〇枚、美濃紙三五五〇〇帖、結紙三五〇枚、であった。そして紙漉き全盛期には製紙代金三十万円にもなったという。なお、この期中田全村の米産額は二十七万円であった。製紙業も大正末期には、年額三万五千円にも落ち込み、昭和二、三年には七万円とやや上昇した。……

付

柳生紙漉き略年表

慶長年間（一五九六）仙台藩の政策として柳生に紙すき営ませた。

寛政十年（一七九八）柳生紙（鼻紙、料紙）、美濃紙、漉返しなど盛んに漉く。

文政七～八年頃柳生の庄右衛門、大年寺門前住の五右衛門に傘紙製法伝授、柳生では不成功。天保年間（一八三〇）信州より元結職人招く。盆提灯用の染美濃作る。

慶応三年十一月名取郡北方肝入佐藤岩蔵外六十四人で、仙台河原町小西利兵衛の頌徳碑を柳生雷神社境内に建てる（のち柳生寺に移建）

慶応年間仙台藩楮紙の産多し。（国用盛なり）

明治十三年仙台紙商大石太吉時の県令に願い、紙漉きの援助を受く。

明治十六年名取製紙商工組合結成、宮城県同同。

明治三十年紙漉業者柳生外熊野堂、吉田で四〇〇戸になる。

明治三十一年佐藤亀八郎（福島県茂庭村より招かれた佐藤惣之助の後裔）前記組合長となる。

（二七才）柳生阿部太吉他先進地を視察す。

明治三十八年阿部太吉同前。

明治四十五年柳生全戸（九〇戸）紙漉きを営む。

大正三年仙台大石太吉創案柳生製作の強韌紙全国に広まる。

大正五年叩解機柳生に初導入、事務所を設けてこの道研究奨励する。

大正七年阿部亮紙漉歌創作する。

大正十年名取郡の和紙産県内第二位。（美濃紙、障子紙、半紙、漉返し）

大正十一年～同末中田の全紙産額三万二千余円となり、美濃紙後退し障子紙に転換する。

昭和十一年佐藤亀八郎死亡、氏は生前常に次の言葉を製紙関係者にもらしていた。曰く「俺の家は祖先以来農業の傍ら、製紙業を営み旧藩当時より廃藩置県の明治初年頃まで、紙の御用を勤めた関係で、資産の幾分は製紙業から来たともいうべきだから今製紙業のために資散ずるといふも、それは借りたものを返したと思えばあたりまえのように思われる。」

昭和十五年宮城県和紙協同組合結成、同時に別人は太陽強製紙会社設立する。

昭和十八年四月寿岳文章氏来柳

昭和二十五年仙台和紙協同組合結成

昭和三十年障子紙漉き戸数十戸になる。

昭和三十九年三月仙台和紙協同組合解散する。』

注(1) P. 58 注(1)参照。

注(2) P. 58 注(2)参照。

注(3) P. 195 注(9)参照。

注(4) P. 359 注(1)参照。

注(5) 巻頭に次のように記してある。

『貴〔浜田宮城県知事〕囑ニ依リ。豫〔かね〕テ調査ヲ遂ゲタル。旧仙台藩封内ノ物産沿革漸ク稿ヲ脱シ。爰〔ここ〕ニ高覧ニ供シ得ルヲ光栄トス。唯年代悠遠文献湮滅〔えんめつ〕往々稽〔かんが〕フルニ由ナキモノアリ。為ニ高意ニ添フコト能ハサル点多キハ。深く慚愧〔ざんき〕ニ堪ヘザル所ナリ。茲ニ之ヲ進献スルニ臨ミ、謹ミテ一言ヲ巻首ニ冕〔べん〕ズ

大正六年六月 仙台市長 山田揆一』

注(6) 「仙台人名大辞書」に

『ヤマダケイチ 循吏。諱は勝矩通称主馬之介、後ち揆一、桜陵と号す、一ノ関藩士桜岡頼純の第四子、同藩山田俊祐の嗣となる、弱冠藩職に任じ、廃藩後水沢、磐井県吏となり、宮城県属に転じ、会計課長より収税長に栄進す、爾来石川、鹿兒島、熊本税務監

督局長を経て宮城県書記官に遷り、更に広島、滋賀、福岡県書記官に歴任し、北海道事務官内務部長に任ぜられ、勅任官に陞〔のぼ〕り、正四位勲三等に叙せらる、大正二年老を以て職を罷〔や〕む、揆一道県の事に任ずること五十余年、法令に通曉し、政務に練達し、加ふるに用意の慎密を以てし、末だ嘗て功を貪り名を求めず、庶績大に挙り、士民業を楽む、古循吏の風あり、其職を罷むるや仙台市民推して市長〔第7代〕となす、七十の老齡を以て鞅掌〔おうしょう〕奔走、一日も安居せず、市政頗に綱張す、八年任満ちて家居す、揆一人となり謹厚寡黙、人に接して城府を設けず、言笑温然たり、然れども理義のある所侃々諤々〔かんかんがくがく〕毫も仮借せず、故に人愛して之を敬す、大正十二年一月五日卒す、享年七十六、仙台北山覚範寺に葬る。其の誘掖〔ゆうえき〕を受けたる官民相謀りて頌徳碑を覚範寺前に樹て、今泉箕洲文を撰す。』とある。最後の仙台陸軍幼年学校長陸軍中将山田梅二〔せんじ〕は、その次男である。

注(7) P. 81 注(6)参照。

注(8) 名取郡北方大肝入佐藤岩蔵外 64 人が、慶応 3 年〔1867〕11 月 15 日、柳生雷神社境内に建てた。後に柳生寺に移建、撰文は山本杉芽〔麓庵〕。

『小西利兵衛頌徳碑』

凡開物の業を為すに二つの道あり己が為にする者は事大なりといへ共其功小也衆と利を同じうする者は業小也といへ共其功德極りなかるべし豈天感も亦なからんやは老舗小西利兵衛わかきより物産を開くの志あり就中紙は其業とする処にしてひとり文房のみにあら次〔じ〕民生日用欲くべからざるの要産なるに精製の術を得ずして他産を需〔むとむる〕ものの多きを憂ひ文政年中柳生なる紙漉人等に量り従来法を取捨して新たに切磋〔せっさ〕せしめて始めて雨に堪るの紙を製し出し晴雨傘の用に充てこれを唐紙次判厚美濃と称〔なら〕ぶ紺紙もこれより土産をもて餘りあり元結〔もとゆい〕も亦国産の廉なるをうれひ天保中遠く信州の工人を招き精勢せしむといへども用にあたるの紙なきを以て数年の工夫を費し辛じて彼国にもちふる処の全紙を得てこれを模し終に其製を得たり今盛んに行はるる処のさらし美濃これなり又盆提灯といへる物は利兵衛の祖父起す処の産なりしが張分〔はりわけ〕の染帛〔そめがみ〕となすものなしこゝに於て又漉工と量り漸くにして今の染美濃を製し為〔さ〕せりされば今日に到りて是等の一紙をも他邦に仰がず国用餘りあるものは偏へに利兵衛の功にしてこれに衣食する者たれか其徳をおもはざらむこたび其業を営むの輩鎮守の祠前登〔かわらづ〕みし且此事を石ふみとなし小西氏が心を尽し財を費して一人のためにせず衆と利を同じうするのいさしを不朽に伝ふると云
慶応三丁卯〔ひのとう〕十一月十五日 麓庵誌』

資料 仙台市民図書館郷土資料目録